施設外就労規則

(事業所名:就労継続支援 B 型事業所

(目的)

第1条 就労継続支援B型事業所 (以下「事業所」という。)が実施する施設外就労において、適正な運営を確保するために必要な事項を定め、施設外就労の継続により、就労能力や工賃等の向上及び一般就労への移行に資するため、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

(実施企業等との契約等)

第2条 施設外就労を実施する作業内容、作業時間、賃金(工賃)等について、発注元の事業所と契約書を 取り交わすものとする。

実施企業等は別紙「施設外就労実施企業等一覧表」の通りとする。

請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、事業所が行うものとする。

(職員配置)

第3条 施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による)の職員を配置するとともに、事業所についても施設外就労を行う者を除いた利用者数に対して報酬算定上必要な人数(常勤換算方法による)の職員を配置するものとする。

(運営規程への位置づけ)

第4条 施設外就労の提供を、事業所の運営規程に位置付けることとする。

(個別支援計画)

第5条 施設外就労を含めた個別支援計画を事前に作成し、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に 資するものとする。

(緊急時の対応)

第6条 施設外就労実施中の事故等の緊急事態に対応するため、連絡網等を定めた対応マニュアルを備える ものとする。

(評価)

第7条 施設外就労を行う利用者について、適宜、訓練目標に対する達成度等の評価を行い、必要と認められる場合には、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行うものとする。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。